石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正案の概要 1/2

国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改定、これまでの本県原子力防災対策部会の議論を踏まえて修正する。

主な修正

原子力災害対策重点区域

- ◆ 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の設定・・・志賀原子力発電所から概ね半径5km
- ◆ **緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)の設定・・・**志賀原子力発電所から概ね半径30km *対象市町の増加*

2市町 (10km圏)

志賀町、七尾市

8市町 (30km圏)

志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市

範囲拡大を受け防災対策を充実、強化する

平時からの備え

- ① 防護対策資機材の増強
 - ・ 防護服やサーベイメータなど各種防護資機材の配備先の拡大(2市町→8市町、2消防本部→4消防本部) 配備する防災資機材・・・・防護服、ポケット線量計、サーベイメータ、衛星携帯等
- ② 通信連絡体制の整備
 - 専用回線による電話、FAX、防災行政無線等の通信連絡設備の設置範囲の拡大 (2市町→8市町)
 - 通信連絡設備が災害時にも活用できるよう非常用電源を確保する。
- ③ 防災業務関係者に対する研修の拡充
 - 研修対象を30km圏内の市町、消防機関関係者に拡大して教育を行う。 (原子力防災体制、緊急時の対応、放射線防護、避難・誘導の活動、放射線測定等)
 - 30km圏外の市町職員への基礎知識の研修も実施する。

• 講習会、見学、広報等の対象を30km圏内住民に拡大

- ④ 住民に対する原子力防災に関する知識の普及
 - その他一般県民に対しても、原子力防災に関する基礎知識の普及・啓発を拡充する。
- ⑤ 実践的な原子力防災訓練の実施
 - 複合災害や過酷事故等、原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオのもと、ブラインド訓練や机上訓練など、現場の判断力向上につながるよう工夫する。
- ⑥ 富山県との相互連携
 - 避難住民の受入や、原子力防災訓練、モニタリング情報の共有などの原子力災害対策について石川・富山両 県で幅広く相互の連携を進める。
 - 相互連携について協議するため、石川、富山両県で連絡会議を開催する。

災害時の通信連絡体制

- ① 事故時における防災機関の通報連絡体制の整備
 - 事故時の志賀原子力発電所からの通報先に30km圏内の市町や消防本部等を 追加する。
 - 事故情報について、県から県内全市町及び消防本部へ連絡する
 - 富山県と適宜、連絡を行い、事故の状況や対応方針などについて情報共有を図る。
- ② 住民等への情報提供体制の強化
 - TV、ラジオによる緊急警戒放送等の他、緊急速報メールやインターネットなど多種多様な媒体により避難指示等の情報発信を行う。
 - 国や関係機関と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

放射線モニタリング

- ① モニタリングポストの整備
 - モニタリングポストを志賀原発30km圏内に15基増設

	既設分	増設分	計
志賀原発監視用(志賀原発周辺)	10基	15基	25基
水準調査用(県内に広く配備)	5基	_	5基
計	15基	15基	30基

• 地震等自然災害への頑健性を持つように整備する。

(耐震性、データ通信の多重化等)

- ② モニタリング要員の確保
 - 事故の状況によりモニタリング要員の確保が困難な場合、国や関係機関に対して、 モニタリング要員の派遣等を要請する。

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正案の概要 2/2

主な修正

住民避難等への対応

具体的な対応は「石川県避難計画要綱」に定める

- ◆原子力災害時における住民等の避難に関しては、被ばくを避けるため、志賀原子力発電所の事故状況 や気象状況や放射線モニタリング結果等を踏まえ、状況に応じた避難指示・誘導を行う。
- ◆事故当日の状況に応じ、様々な方向への避難に対しても臨機応変に対応できるよう事前にできるだけ多くの避難先を確保するとともに、避難先の基本的な割り振りをあらかじめ設定するなど、必要な体制整備を図る。
- PAZ、UPZにおける避難
 - PAZ(概ね 5km圏)では、志賀原子力発電所において全ての原子炉冷却機能が喪失するなど、原災法第15条の原子力緊急事態宣言が発出された時点で避難を開始する。
 - UPZ(概ね30km圏)では、緊急時放射線モニタリングの結果に基づき避難を実施する。 毎時500マイクロシーベルト: 数時間を目途に区域を特定し避難を実施 毎時20マイクロシーベルト: 1週間程度内に一時移転を実施
- ② 緊急避難先の確保
 - 事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう事前にできるだけ多くの避難先を確保する。
 - 事故発生時の速やかな対応と、避難後の住民サービスの点を考慮し、あらかじめ避難先の基本的な割り振りを設定し体制整備を図る。
- ③ 避難手段の確保
 - 災害の状況等も踏まえ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体車両などの国、県、関係市町等の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。
- ④ 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保
 - 奥能登地域への陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関と連携し、民間事業者の協力も得て、 海上輸送や航空輸送を含めた様々な方法で交通手段・物流手段を確保する。
 - 二次的に奥能登地域から避難する必要が生じた場合についても同様にあらゆる手段の確保を図る。
- ⑤ 安定ヨウ素剤の備蓄等
 - PAZ(概ね5km圏)の住民に対しては、事前に配布する。
 - 30km圏内の住民を対象に、県が安定ヨウ素剤を備蓄する。
- ⑥ 災害時要援護者への対応
 - 市町は、在宅の要援護者の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。また、社会 福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。県は、 国等と連携してこれら災害時要援護者の避難等が円滑に進むよう必要な支援を行う。
 - 国等の協力のもと、社会福祉施設等での避難が必要となった場合の避難先確保の調整を行う。
 - 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。
- ⑦ 避難の長期化に対する対応
 - 被災者の収容状況や避難の長期化等に鑑み、ホテル、旅館の借り上げを行い、避難者へ移動を促す。
- ⑧ 生活拠点の早期確保による避難所生活の解消
 - 避難者の健全な住生活の早期確保のため、公営住宅、民間賃貸住宅等を確保する。

被ばく医療

- ① スクリーニングの実施
 - 避難した住民に対してスクリーニングを行い、基準を超えた場合は除染を行う。 除染を実施する表面汚染基準: 40,000cpm(カウント・パー・ミニッツ)
- ② スクリーニング要員の確保
 - 被ばく医療研修を充実・強化し、スクリーニング要員の増強を図る。
 - 原発立地道府県等と締結している原子力災害時の相互応援協定に基づき、速やかに応援要員の派遣を受けられる体制を構築する。
- ③ 被ばく医療の専門家の養成
 - 専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を通じて専門家の養成を図る。

複合災害への対応

福島第一原子力発電所の事故では、地震・津波の発生と、原子力災害が発生し、それらの影響が複合化したことで、災害対応が困難になったことを踏まえ、新たに章立てして複合災害対策等についてとりまとめることとする。

- ① 複合災害時に対応する体制の整備
 - 複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応しつつ、全体としての総合的な対応を行うため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと等についてとりまとめた複合災害時の対応マニュアルを作成する。
- ② 複合災害などを想定した訓練の実施 (再掲)
 - 複合災害や過酷事故等、原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオのもと、ブラインド訓練や机上訓練など、現場の判断力向上につながるよう工夫する。

その他の対応

- ① 飲食物の摂取制限
 - 一定の放射線量(毎時0.5マイクロシーベルト)を検出した場合、飲食物の放射性物質濃度測定を開始し、放射性物質毎の基準値を超えた飲食物は摂取制限を行う。 例) 飲料水の摂取制限基準(放射性ヨウ素): 300ベクレル/kg
- ② 復旧活動の対応強化
 - 国や市町と連携し、被災者の生活再建に向けたきめ細やかな支援を行う。
 - 居住地以外に避難した被災者に対しても、以前の居住地と避難先である地方公共 団体が協力して必要な情報の提供、支援・サービスの提供を行う。
- ③ 風評被害の影響軽減に向けた対応
 - 農林水産物、工業製品等の汚染検査の実施
 - 広報活動を行う場合には外国語でも広報を実施するなど、国外からの風評被害の 影響も考慮する。